第68期 報告書

第68回定時株主総会招集ご通知の添付書類

2019年4月1日 ▸ 2020年3月31日

スズデン株式会社

証券コード：7480

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、米中貿易摩擦の長期化等が影響し、製造業全般において生産活動や設備投資に慎重な姿勢が継続しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大により国内外経済の減速懸念が強まり、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの主力顧客である半導体製造装置メーカーでは海外でのロジック関連投資が堅調に推移するなか、第３四半期では半導体関連需要の回復傾向による設備投資の動きが一部で見られたことに加えて、年度末には新型コロナウイルス感染症拡大による部材調達の懸念等から一部顧客での前倒し受注が発生しました。しかしながら、主力販売先である電気機器・電子部品・産業機械業界では、人手不足対策や生産性向上を目的とした省人化・省力化といった投資需要は根強くあるものの、輸出の鈍化など景気減速の懸念から年間を通して設備投資は低調に推移しました。

こうした環境の中、当社は「もの造りサポーティングカンパニー」として、豊富な取扱いメーカーと豊富な在庫を武器に生産現場が抱える課題や要望に直結した提案営業を実施するとともに、成長分野であるロボットやＩｏＴ商材の拡販に取り組み売上確保に努めてまいりました。また、業務の効率化ならびに経費の見直し等による経費削減に取り組んだことにより、利益面においては連結業績予想を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は445億60百万円（前期比7.2％減）、営業利益は13億79百万円（前期比13.3％減）、経常利益は16億25百万円（前期比11.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億72百万円（前期比19.6％減）と前期に比べ減収減益となりました。

商品分野別の状況

FA機器

売上高 ● 254億66百万円
（構成比 57.1%）

RFID、電磁接触器等が増加しましたが、表示機器、センサー等が減少し、売上高は254億66百万円（前期比8.1%減）となりました。

売上高推移 （単位:百万円）

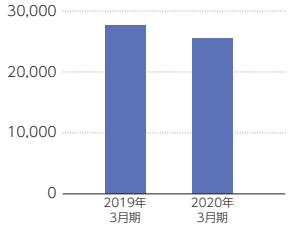

電設資材

売上高 ● 103億62百万円
（構成比 23.3%）

電線、キャビネット等が増加しましたが、LED照明、分電盤等が減少し、売上高は103億62百万円（前期比0.1%減）となりました。

売上高推移 （単位:百万円）

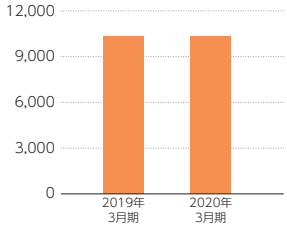

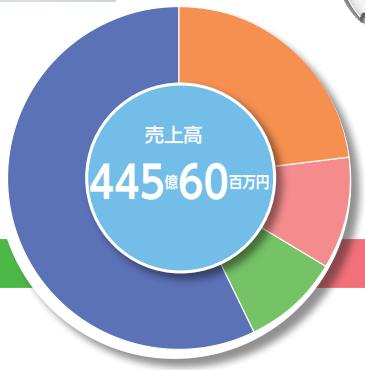

情報・通信機器

売上高 ● 41億14百万円
（構成比 9.2%）

ソフトウェア、ネットワーク機器等が増加しましたが、FAコンピューター、ルーター等が減少し、売上高は41億14百万円（前期比15.6%減）となりました。

売上高推移 （単位:百万円）

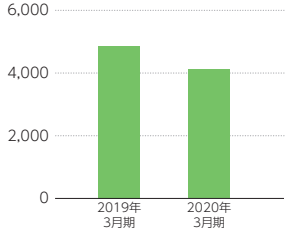

電子・デバイス機器

売上高 ● 46億17百万円
（構成比 10.4%）

基板、LED等が増加しましたが、スイッチング電源、ノイズ対策商品等が減少し、売上高は46億17百万円（前期比9.3%減）となりました。

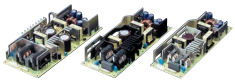

売上高推移 （単位:百万円）

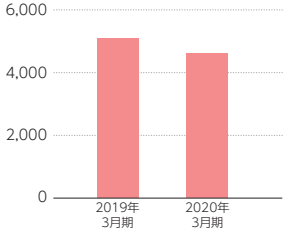

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は、39百万円となりました。これは主に宮城県大和町の大和工場における照明設備のLED化工事13百万円および備品購入10百万円等によるものであります。

なお、上記設備投資の総額には、無形固定資産への投資額を含めて記載しております。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、新規の資金調達は行っておりませんが、資金需要に対して柔軟に対応するため、コミットメントラインの極度額を８億円から20億円へと増額いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「もの造りサポーティングカンパニー」として、社憲「私たち一人ひとりのはたらきで心豊かな暮らしをつくり出し 喜びあえる未来にしよう」を共有し、社是「誠実」のもと「顧客第一」で商圏・商材の拡大・拡充・深耕による収益の継続的拡大と企業の社会的責任を果たすべく経営を行い、その実現のために以下の重点課題に取り組んでまいります。

①コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するうえで、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であり、全てのステークホルダーの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築が企業価値向上には欠かせないものと認識しております。

当社は、「監査等委員会設置会社」の形態を採用しており、取締役会が経営戦略の創出および業務執行の監督を主として担い、監査等委員会が取締役の職務執行の監査等を担うことにより、業務執行の監督およ

び監視する体制を強化しております。2020年３月31日現在においては取締役９名、うち監査等委員である取締役は４名であります。また、社外取締役は４名、うち監査等委員でない社外取締役が１名、監査等委員である社外取締役は３名であります。なお、独立役員は、４名となっております。
当社では、取締役の指名や報酬に係る基本方針および手続きに関する事項の公正性・透明性・客観性の担保と、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会（※)」の設置を2019年12月13日開催の取締役会にて決議しました。指名報酬委員会は、取締役会の決議により選定された取締役５名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長は、指名報酬委員会における委員の互選で選出されております。2020年３月31日現在においては、独立社外取締役４名と監査等委員でない非業務執行取締役１名（委員長）で構成されております。
今後とも、取締役会の監督機能強化と透明性の高い経営、迅速な意思決定を実現するためにコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるとともに、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、経営体制の強化を行ってまいります。
（※）2018年12月13日開催の取締役会で決議され設置した「ガバナンス委員会」を改称

②商圏・商材の拡大・拡充・深耕
商圏の拡大を図るため、既存顧客の深耕に注力し成長市場へ経営資源を集中するとともに、新規顧客の開拓やＷｅｂビジネス、地場の顧客を主力とした営業所の展開等による商圏の拡大に注力してまいります。
商材では、オリジナルブランド「Ｕｂｏｎ（ユーボン)」の品揃えの充実を柱に商材の拡大を図るとともに「もの造り」拠点である「大和工場」での高付加価値製品の生産体制を確立してまいります。
海外への対応は、海外営業部による国内製造業の海外生産拠点への輸出業務の拡大と斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.)、SUZUDEN SINGAPORE PTE. LTD.の強化による中国および東南アジア市場での業容の拡大を図ってまいります。

③コンプライアンスおよびＣＳＲ（企業の社会的責任）の整備と強化
コンプライアンスおよびＣＳＲ（企業の社会的責任）の整備と強化を社憲、社是を根幹として推し進めてまいります。子会社社員、派遣社員・パート社員等を含む当社グループの社員全員に行動指針を示した「スズデンＣＳＲ要綱」を配布して啓蒙に努めております。
また、ＩＳＯを基盤とした品質と環境のマネジメントに注力してまいります。

④ＥＳＧ・ＳＤＧｓへの対応
ＥＳＧ（環境/社会/ガバナンス）の観点を重視した企業経営に取り組むことと、当社の事業活動を通して、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）など社会的課題解決への取り組みを推進し、持続的な社会の実現と企業価値向上を目指します。

⑤財務報告の信頼性の向上
会社法に基づく経営体制の整備とコーポレート・ガバナンス、内部統制システムの一層の強化や、内部統制報告制度への対応を通じて、財務報告の信頼性の一層の向上を継続的に行ってまいります。

⑥生産性・効率性の向上

ＩＴ投資の継続や経費の見直しを推進し、スピード化するビジネス環境への対応力、即応力を強化するとともに、ＩＳＯを基盤として業務改善を図りながら、生産性・効率性の向上を図ってまいります。

⑦人材育成（共育）

当社グループにとって、人材の育成は最重要課題として位置付けており、上司・部下双方が共に育つという理念のもと「共育」を実施しております。

具体的には、当社グループ独自のカリキュラムによる「スズデンカレッジ」の充実、通信教育・資格取得の促進、ＯＪＴ等を通じて、人材の育成を行ってまいります。

⑧事業継続マネジメント（ＢＣＭ：Business Continuity Management）の構築

災害やパンデミックなど様々なリスクによって生じる事業活動の中断に対する対策を策定し、事業継続の効率的な確保と健全な企業経営を行うため、事業継続マネジメントの構築を継続して行ってまいります。

また、災害時や停電等での初期対応を中心に事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）を充実してまいります。

⑨働き方改革と健康経営の推進

男女が共に働きやすい職場環境づくりとノー残業ＤＡＹや有給休暇取得推進等によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上に取り組むとともに、社員の健康診断１００％受診ならびに被扶養者の受診促進を支援し、「働き方改革」と「健康経営」を推進してまいります。

当社は、健康保険組合連合会東京連合会より健康優良企業として「銀の認定」を取得しております。

≪経営の基本方針≫

当社グループは、株主の皆様、お客様、社員とその家族、地域社会が当社グループを支えてくださる基盤と認識するとともに、企業市民としての社会的責任を果たすべく、社是である「誠実」のもと経営を推進しております。

今後も、全てのステークホルダーの皆様にご満足いただけるよう企業価値の向上を実現し、社会的責任を果たすべく経営を行ってまいります。

以上を踏まえ、経営の基本方針を次のとおり定め、実践しております。

①社会的責任　国・地方自治体への納税を基本とし、かつ世界の将来を担う世代や教育機関を対象とした継続的な寄付と、地域社会や災害復興を目的とした寄付を行ってまいります。

②投資家の皆様　安定配当として純資産配当率（ＤＯＥ）:３％の配当総額に、業績連動配当として配当性向：５０％の配当総額を加えた値を配当総額の基準として、各事業年度の利益状況や将来の事業展開等を総合的に勘案し、配当を行います。

③お客様　お客様が望む商品・ソリューションを的確に提案し、商品品質・サービス品質を向上させるとともに、お客様の多様なニーズに適切かつ迅速にお応えし、お客様の満足度を高めてまいります。

④社員　社憲「私たち一人ひとりのはたらきで　心豊かな暮らしをつくり出し　喜びあえる未来にしよう」を共有し、社員は自己の能力を最大限に発揮し、会社は個人を尊重して働きがいのある場を提供し、会社も個人も共に成長できる経営を行ってまいります。

⑤共育　お客様の満足度を高めるため、社員一人ひとりに適切な教育・訓練および経験の機会を提供し「共に育つ」を教育理念としてまいります。

⑥地域社会　循環型社会構築に向け地域社会との融和を図り、企業市民として順法・地球環境の向上・安全を基本として活動してまいります。
活動を具体化するため、環境方針を定め行動します。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます

（9）財産および損益の状況

区　　分	第65期（2016年４月１日から2017年３月31日まで）	第66期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）	第67期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）	第68期（当連結会計年度）（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
売上高（百万円）	41,872	49,782	48,040	44,560
営業利益（百万円）	1,013	1,735	1,591	1,379
経常利益（百万円）	1,260	2,005	1,826	1,625
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	801	1,309	1,334	1,072
１株当たり当期純利益（円）	55.19	94.59	96.07	77.16
総資産（百万円）	28,120	29,827	28,266	26,765

（注）1. 第66期につきましては、人手不足による省力化や生産性向上に対応した設備投資が増加し、特に半導体・液晶製造装置関連の主要顧客でデータセンターや自動車、産業機器のメモリ需要の拡大による微細化・積層化投資が継続した結果、増収増益となりました。

2. 第67期につきましては、データセンター向け投資やスマートフォン市場の需要低迷等による半導体関連業界の生産計画および設備投資計画が減速した事に加えて、米中貿易摩擦などに伴う中国景気の減速懸念から製造業全般で設備投資に慎重な姿勢が見られるようになり売上は低調に推移するなか、業務の合理化・効率化と資産の見直しを進め資産効率の促進を図りＲＯＡの改善に努めてきた結果、減収増益となりました。

3. 第68期（当連結会計年度）は、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

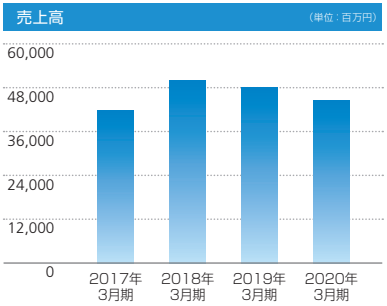

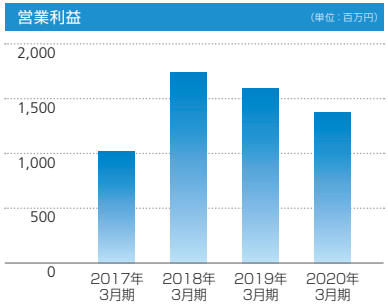

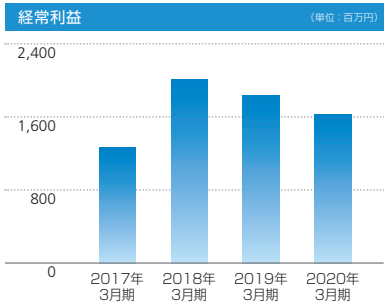

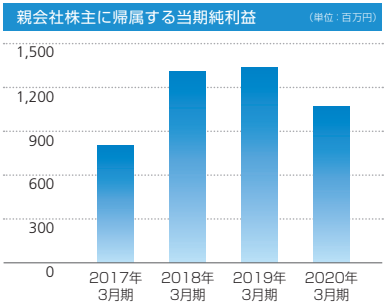

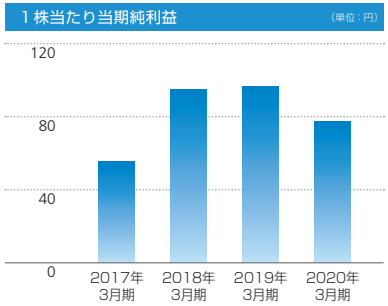

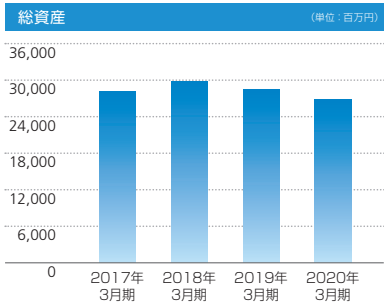

（10）重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
スズデンビジネスサポート株式会社	千円 10,000	% 100	コンピュータによる情報処理に関する業務、販売促進に関する情報・資料の収集、企画および販売、労働者派遣業務
SUZUDEN SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポールドル 100,000	100	FA機器、情報・通信機器、電子・デバイス機器、電設資材等の販売および輸出入業務
斯咨電貿易（上海）有限公司 (SUZUDEN TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.)	千米ドル 800	100	FA機器、情報・通信機器、電子・デバイス機器、電設資材等の販売および輸出入業務
愛知電機株式会社	千円 10,000	100	FA機器、情報・通信機器、電子・デバイス機器、電設資材等の販売

③ その他

該当事項はありません。

（11）主要な事業内容

FA機器、情報・通信機器、電子・デバイス機器、電設資材等の販売および輸出入業務

（12）主要な事業所

本　　社：東京都港区芝浦３-４-１　グランパークタワー１３Ｆ
東京物流センター：千葉県松戸市上本郷７０１-７
大　和　工　場：宮城県黒川郡大和町テクノヒルズ３番
東北サービスセンター：宮城県黒川郡大和町テクノヒルズ３番
北関東サービスセンター：茨城県土浦市桜町４-３-２０　大樹生命土浦ビル２Ｆ
東京第1・2・3サービスセンター：東京都港区芝浦３-４-１　グランパークタワー１３Ｆ
南関東サービスセンター：神奈川県横浜市中区相生町６-１１３　オーク桜木町ビル６Ｆ
中部第1サービスセンター：長野県松本市大字笹賀７５７０-９
中部第2サービスセンター：長野県上田市住吉３７３－１
西日本サービスセンター：大阪府茨木市末広町４-４１　ブロッサム茨木
営 業 所：東京（港区）、千葉FA（千葉市）、横浜FA（横浜市）、厚木（厚木市）、立川FA（国分寺市）、北関東（前橋市）、土浦（土浦市）、大宮（さいたま市）、松本（松本市）、伊那（長野県上伊那郡）、中部顧客（長野県上伊那郡）、上田（上田市）、長野（長野市）、諏訪（諏訪市）、仙台（宮城県黒川郡）、郡山（郡山市）、札幌（札幌市）、関西（茨木市）、西日本顧客（茨木市）、広島（広島市）、広域顧客（港区）、エネルギーソリューション（港区）、環境ビジネス（港区）、中央電材（港区）、足立電材（足立区）、立川電材（国分寺市）、東京EC（港区）、日立（日立市）、エンベデッドソリューション東京（港区）、メディカル（港区）、甲府（甲府市）、九州（熊本県菊池郡）、大和（宮城県黒川郡）、ＩｏＴ・ロボット（港区）、オートモティブ（港区）、オートモティブ浜松（浜松市）、特販（港区）、コンポーネンツ東京（港区）、名古屋（名古屋市）、福岡（福岡市）、FAユーボン（松戸市）、海外（港区）

子 会 社：スズデンビジネスサポート株式会社（文京区）
愛知電機株式会社（上田市）
SUZUDEN SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール）
斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING（SHANGHAI）CO., LTD.）（中国）

（注）1. 2019年10月１日付組織変更に伴い次のとおりとなりました。
業務部に東京第３サービスセンターを新設いたしました。

2. 2020年４月１日付組織変更に伴い次のとおりとなりました。
①モビリティ営業部を再編し、iファクトリー営業部に統合いたしました。
②ロボット販売営業所をＩｏＴ・ロボット営業所に改称し、iファクトリー営業部へ移設いたしました。

（13）従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	245 名	13 名 減	45 歳 7 か月	21 年 2 か月
女性	128	6 減	36 4	10 3
合計または平均	373	19 減	42 5	17 5

（注）従業員には、嘱託契約者・臨時従業員63名および派遣社員81名は含んでおりません。

（14）主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	572 百万円
株式会社みずほ銀行	572

（注）当社は、上記借入額に加え、次のとおりコミットメントライン契約を締結しております。
なお、当期末において当該契約に基づく実行残高はありません。
株式会社三菱UFJ銀行　1,000百万円
株式会社みずほ銀行　1,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 47,590,000株

(2) 発行済株式の総数 14,652,600株（自己株式620,259株を含む。）

(3) 株主数 12,640名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社トレンド	1,546	11.0
ベル株式会社	1,470	10.5
オムロン株式会社	1,329	9.5
株式会社タァーツ	512	3.7
鈴木敏雄	426	3.0
岡野妙子	399	2.8
鈴木達夫	378	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	277	2.0
株式会社サンセイテクノス	271	1.9
スズデン社員持株会	247	1.8

（注）1. 当社は、自己株式620,259株を保有しておりますが、上記「上位10名の株主」から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は「株式給付信託（BBT）」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式124,000株を取得しておりますが、自己株式に含めておりません。

所有者別株式分布状況

- 金融機関 1,068,400株 7.3%
- 証券会社 126,337株 0.9%
- その他の国内法人 5,868,027株 40.1%
- 外国法人等 61,304株 0.4%
- 個人その他 6,908,273株 47.1%
- 自己名義株式 620,259株 4.2%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 敏雄	
代表取締役社長	酒井 篤史＊	営業部門・技術部門・海外部門管掌、東北営業部長
取締役	小川 幸二＊	管理部門・業務部門・ＩＴ部門管掌、コンプライアンス担当、業務部長
取締役	鈴木 茂	
取締役	鍵田 稔	
取締役常勤監査等委員	梅野 清光	
取締役監査等委員	平 真美	税理士法人早川・平会計 公認会計士・税理士 兼 イオンモール株式会社社外取締役 兼 井関農機株式会社社外監査役
取締役監査等委員	佐田 憲治	
取締役監査等委員	佐々木 博章	

＊印の取締役は執行役員を兼務しております。

（注）1. 取締役 鍵田 稔氏、取締役 平 真美氏、取締役 佐田 憲治氏および取締役 佐々木 博章氏は、社外取締役であります。

2. 取締役 梅野 清光氏は、常勤の監査等委員であります。当社は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより、得られた情報をもとに監査等委員会による監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。

3. 取締役 鍵田 稔氏、取締役 平 真美氏、取締役 佐田 憲治氏および取締役 佐々木 博章氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

4. 監査等委員 平 真美氏、監査等委員 佐々木 博章氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務していない執行役員は、次の５名であります。
(2020年３月31日現在)

地位	氏名	担当
常務執行役員	下城　智	営業部門・海外部門統括、海外営業部長　兼　iファクトリー営業部長
常務執行役員	浅井　伸晃	モビリティ営業部長　兼　特販営業部長
執行役員	矢野　晃治	広域営業部長
執行役員	山﨑　博和	総務部長
執行役員	根岸　正	経理部長

6. 当事業年度後の執行役員の地位、担当は次のとおりであります。
執行役員（2020年４月１日現在）

地位	氏名	担当
執行役員社長	酒井　篤史	営業部門・海外部門・技術部門統括 東北営業部長　兼　海外営業部長　兼　iファクトリー営業部長
常務執行役員	小川　幸二	管理部門・業務部門・物流部門・ＩＴ部門統括、コンプライアンス担当、業務部長
執行役員	安岳　宗吉	経営企画担当、iクリエイト部長
執行役員	伊藤　義則	営業企画担当
執行役員	下城　智	中部営業部長
執行役員	矢野　晃治	広域営業部長
執行役員	浜中　信昭	特命担当
執行役員	山﨑　博和	総務部長
執行役員	根岸　正	経理部長
執行役員	桑山　真次	顧客営業部長
執行役員	高谷　健文	東京営業部長　兼　エネルギーソリューション営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、法令の限度額において、同法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することが出来る旨、定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的としております。

（3）取締役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	５名 （　１名）	187,608千円 （　7,200千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	４名 （　３名）	41,800千円 （　21,600千円）
合　　計	９名	229,408千円

（注）１．2016年６月24日の第64回定時株主総会決議による報酬限度額
取締役（監査等委員である取締役を除く）（年額）400,000千円以内
２．2017年６月23日の第65回定時株主総会決議による報酬限度額
取締役（監査等委員である取締役）（年額）50,000千円以内
３．上記支給額には、2020年６月26日開催の第68回定時株主総会において決議予定の社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く）４名に対する役員賞与総額67,000千円および監査等委員である取締役（社外取締役を除く）１名に対する役員賞与7,000千円を含んでおります。
４．上記支給額には、役員株式給付信託（ＢＢＴ）における第68期に係る役員株式給付引当金繰入額の総額6,808千円を含んでおります。
５．役員株式給付信託（ＢＢＴ）の対象となっている取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）は４名です。

（4）役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

役員報酬に関しては、原則として固定報酬である「基本報酬」と業績の達成度や配当額によって変動する「取締役賞与」「業績連動型株式報酬」によって構成されております。役員報酬（監査等委員である取締役を除く）の決定方法に関しては、取締役会の諮問機関として、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、役員就業規程に従って株主総会で決定した報酬総額の限度内で、各人への配分額を職責・業績等を考慮して取締役会で審議・決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2016年６月24日開催の第64回定時株主総会にて年額400,000千円以内とすることを決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、2017年６月23日開催の第65回定時株主総会にて年額50,000千円以内とすることを決議しております。

それぞれの報酬ごとの決定に関する方針等は以下のとおりです。

なお、社外取締役は独立性・客観性を保つ観点から、原則として「基本報酬」のみとしております。

区　　分	報酬の種類	支　給　基　準	報酬限度額
監査等委員ではない取締役 （社外取締役を除く）	基本報酬 （固定）	役職・役割等を踏まえて決定	年額400,000千円 以内
	取締役賞与 （変動）	利益連動部分と個人評価 に基づき算定	
	業績連動型株式報酬 （変動）	役位ポイント × 業績係数	
監査等委員ではない社外取締役	基本報酬 （固定）	役職・役割等を踏まえて決定	
監査等委員である取締役	基本報酬 （固定）	監査等委員会で決定	年額50,000千円 以内

＜基本報酬＞
基本報酬は、各取締役の役職又は役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献・実績に基づき決定しております。監査等委員ではない取締役の報酬額は、過半数を独立社外取締役が占める指名報酬委員会での審議及び答申を踏まえ、取締役会にて決議しております。監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会で決議しております。

＜取締役賞与＞
取締役賞与は、株主様への配当額を指標とし利益総額・社員賞与・株価・株主様に対するコミットメントの状況を判断要素として総合的に評価し、株主総会の決議により、支給総額を決定しております。各人への配分額は、過半数を社外取締役が占める指名報酬委員会での審議及び答申を踏まえて判断し、取締役会にて決定しております。

＜業績連動型株式報酬＞
業績連動型株式報酬は、毎年の業績と配当額に応じて支給されるインセンティブ報酬としての株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」で構成されております。

業績連動型株式報酬は、2016年６月24日開催の第64期定時株主総会における決議により、取締役（監査等委員である取締役と社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下、対象取締役及び執行役員を総称して「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。
本制度は、下記の方法に基づき算定の上、1事業年度あたりに対象役員に付与するポイント数（株式数）を確定します。原則として累積したポイント数に相当する株式数が対象役員の退任時に交付されます。

1)対象役員
取締役（監査等委員である取締役と社外取締役を除きます。）及び執行役員
2)業績連動型報酬として給付される報酬等の内容
当社発行の普通株式及び金銭とします。
3)総支給水準
対象役員に対して付与するポイントの年間合計ポイントについては、受託信託銀行が管理する信託財産に含まれる本株式の簿価に基づいて評価した場合の価格が、2016年６月24日開催の第64回定時株主総会決議により承認された取締役報酬限度額（年俸）の400百万円のうちの100百万円の範囲を超えないものとします。

4)算定方法及び役位ポイントと業績係数

算定式

ポイント数（株式数）　＝　役位ポイント　×　業績係数

役位ポイント

役位	ポイント数
取締役会長	2,300
取締役社長	2,300
取締役(※1)	1,400
役付執行役員(※2)	1,000
執行役員(※3)	800

(※1)取締役とは、取締役会長、取締役社長を除く、その他の対象取締役を指す。
(※2)役付執行役員とは、専務執行役員、常務執行役員を指す。
(※3)執行役員とは、役付執行役員を除く、その他の執行役員を指す。

業績係数

連結売上高目標達成率と同経常利益目標達成率の平均値	業績係数
１２０％以上	1.5
１１０％以上１２０％未満	1.2
１００％以上１１０％未満	1.0
８０％以上１００％未満	0.7
８０％未満	0.5

なお、当連結会計年度における業績係数は1.0であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）　平 真美氏の兼職先である税理士法人早川・平会計と当社との間には取引その他の関係はありません。また、兼職する他の法人等と当社との間には取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役	鍵　田　　稔	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、主に企業経営経験者としての経験、知見からの発言を行っております。
取締役監査等委員	平　　真　美	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、また当期開催の監査等委員会11回のうち10回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役監査等委員	佐　田　憲　治	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会11回の全てに出席し、主に証券会社での業務経験や監査役としての経歴から培ってきた幅広い視野からの発言を行っております。
取締役監査等委員	佐々木　博　章	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会11回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　32,950千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　33,304千円

（注）1. 監査等委員会は、経営執行部等からの情報入手および会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、監査計画の内容、職務執行状況および報酬見積の算出根拠などが適切であるかについて検証したうえで、会計監査人の監査報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

（3）非監査業務の内容

非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用に係る助言・指導業務であります。

非監査業務に対する報酬額は、354千円であります。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づき、損害賠償責任の限度額を、法令が定める額としております。

（5）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性、監査品質、監査の遂行状況および会計監査人の継続監査年数等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、または、会計監査人の変更が妥当であると判断された場合、監査等委員会は会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
流動資産	**21,800,003**	**流動負債**	**8,606,943**
現金及び預金	4,489,262	支払手形及び買掛金	4,690,887
受取手形及び売掛金	10,693,296	電子記録債務	2,182,464
電子記録債権	2,728,909	短期借入金	751,310
有価証券	904,871	リース債務	26,536
商品	2,596,094	未払法人税等	257,218
その他	390,238	賞与引当金	241,916
貸倒引当金	△2,671	役員賞与引当金	74,000
固定資産	**4,965,662**	その他	382,609
有形固定資産	**3,741,052**	**固定負債**	**1,773,107**
建物及び構築物	1,566,656	長期借入金	395,628
土地	1,909,493	リース債務	199,774
リース資産	18,337	役員株式給付引当金	36,572
その他	246,565	退職給付に係る負債	981,253
無形固定資産	**66,813**	資産除去債務	44,806
投資その他の資産	**1,157,795**	その他	115,071
投資有価証券	461,921	**負債合計**	**10,380,050**
繰延税金資産	342,273	**純資産の部**	
その他	390,924	**株主資本**	**16,330,559**
貸倒引当金	△37,322	**資本金**	**1,819,230**
資産合計	**26,765,666**	**資本剰余金**	**1,530,825**
		利益剰余金	**13,623,165**
		自己株式	**△642,661**
		その他の包括利益累計額	**55,056**
		その他有価証券評価差額金	**43,937**
		為替換算調整勘定	**6,300**
		退職給付に係る調整累計額	**4,818**
		純資産合計	**16,385,615**
		負債及び純資産合計	**26,765,666**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**44,560,723**
売上原価		**37,915,313**
売上総利益		**6,645,410**
販売費及び一般管理費		**5,266,181**
営業利益		**1,379,229**
営業外収益		
受取利息及び配当金	36,555	
仕入割引	218,451	
その他	28,877	283,884
営業外費用		
支払利息	13,993	
売上債権譲渡損	7,031	
売上割引	6,998	
為替差損	3,578	
その他	5,627	37,229
経常利益		**1,625,883**
特別利益		
投資有価証券売却益	10	10
特別損失		
固定資産除却損	756	756
税金等調整前当期純利益		**1,625,138**
法人税、住民税及び事業税	535,211	
法人税等調整額	17,070	552,282
当期純利益		**1,072,856**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,072,856**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
流動資産	**21,513,960**	**流動負債**	**8,563,416**
現金及び預金	4,296,230	支払手形	340,959
受取手形	2,419,348	電子記録債務	2,182,464
電子記録債権	2,728,909	買掛金	4,338,407
売掛金	8,207,222	1年内返済長期借入金	749,968
有価証券	904,871	リース債務	9,897
商品	2,583,371	未払金	218,549
貯蔵品	5,436	未払法人税等	255,547
前払費用	86,376	未払費用	97,537
未収入金	195,423	前受金	8,834
未収消費税等	75,712	賞与引当金	241,916
その他	13,733	役員賞与引当金	74,000
貸倒引当金	△2,676	その他	45,333
固定資産	**4,819,065**	**固定負債**	**1,594,020**
有形固定資産	**3,541,520**	長期借入金	395,628
建物	1,556,074	リース債務	14,109
構築物	10,581	役員株式給付引当金	36,572
機械装置	6,179	退職給付引当金	988,196
工具器具備品	40,854	長期未払金	25,285
土地	1,909,493	預り保証金	89,786
リース資産	18,337	資産除去債務	44,442
無形固定資産	**65,593**	**負債合計**	**10,157,437**
投資その他の資産	**1,211,951**	**純資産の部**	
投資有価証券	461,921	**株主資本**	**16,131,651**
関係会社株式	17,117	**資本金**	**1,819,230**
関係会社出資金	29,786	**資本剰余金**	**1,530,825**
破産更生債権等	32,172	資本準備金	1,527,493
繰延税金資産	353,723	その他資本剰余金	3,331
敷金・保証金	311,863	**利益剰余金**	**13,424,257**
その他	42,689	利益準備金	281,371
貸倒引当金	△37,322	その他利益剰余金	13,142,886
		特別償却準備金	2,341
		別途積立金	7,895,000
		固定資産圧縮積立金	169,981
		繰越利益剰余金	5,075,563
		自己株式	**△642,661**
		評価・換算差額等	**43,937**
		その他有価証券評価差額金	**43,937**
資産合計	**26,333,026**	**純資産合計**	**16,175,588**
		負債及び純資産合計	**26,333,026**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**44,111,726**
売上原価		**37,558,903**
売上総利益		**6,552,822**
販売費及び一般管理費		**5,173,330**
営業利益		**1,379,492**
営業外収益		
受取利息及び配当金	36,096	
仕入割引	218,451	
その他	34,570	289,118
営業外費用		
支払利息	5,401	
売上債権譲渡損	7,006	
売上割引	6,998	
為替差損	2,060	
その他	5,627	27,094
経常利益		**1,641,516**
特別利益		
投資有価証券売却益	10	10
特別損失		
固定資産除却損	756	
関係会社株式評価損	3,262	4,018
税引前当期純利益		**1,637,509**
法人税、住民税及び事業税	533,467	
法人税等調整額	18,826	552,294
当期純利益		**1,085,214**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

スズデン株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井出正弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　箕輪恵美子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、スズデン株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スズデン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

ス ズ デ ン 株 式 会 社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　出　正　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　箕　輪　恵　美　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、スズデン株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

スズデン株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 梅 野 清 光 ㊞
監 査 等 委 員 平 真 美 ㊞
監 査 等 委 員 佐 田 憲 治 ㊞
監 査 等 委 員 佐々木 博 章 ㊞

(注) 監査等委員平真美、佐田憲治及び佐々木博章は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上

BUSINESS REPORT 2020
SUZUDEN CORPORATION

株主の皆様へ

2019年4月1日 ▶ 2020年3月31日

社長
インタビュー

「もの造りサポーティングカンパニー」お客様が必要としていること、お困り

代表取締役社長　酒井　篤史

Q　第68期の事業環境とあわせ業績分析をお聞かせください。

A　第68期は、米中貿易摩擦の長期化や中国景気の減速懸念を背景に、製造業全般で生産活動と設備投資が抑制傾向で推移し、当社の主力販売先である電気機器・電子部品・産業機械業界のお客様においても、一年を通じて設備投資は低調に推移したとの印象です。

人手不足対策や生産性向上を目的とした省人化・省力化といった投資需要への意欲は根強く、ロボット導入やIoT化による設備監視等といったテーマへの期待を高めていましたが、テスト採用は増えつつあるものの、本格的な設備投資のフェーズには至りませんでした。コスト面での障壁が高く、まだまだやりたいこととできることのギャップが大きいように感じます。

当社グループの主力顧客である半導体製造装置メーカーにおいては、5G需要や微細化需要などにより、一部顧客においてロジック関連の設備投資が堅調に推移したこと、また第３四半期に入り半導体関連需要の回復傾向により、一部大掛かりな設備投資の動きが見られたことはプラス面に働きました。

その他、キャッシュレス決済関連の案件やサービス事業者向けの無線通信機器、オリンピック開催に向けたインフラ需要が新たに見えた年となりました。

また、2020年に入り新型コロナウイルス感染症が世界的に感染拡大するなか、お客様の調達に対する意識が非常に敏感になって来たと感じております。

通期業績としては、売上高は445億60百万円（前期比 7.2%減）、営業利益は13億79百万円（同13.3%減）、経常利益は16億25百万円（同11.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億72百万円（同19.6%減）と減収減益となりました。

としての供給責任を果たすとともに
ごとを積極的にサポートしていきます。

Q 「成長業界、成長市場への新規開拓・深耕」の取り組みの進展と手応えをお聞かせください。

A 近年は、ロボット市場・IoT関連市場を成長市場として狙いを定め、取り組みを強化しています。

第68期は、諏訪圏メッセ、IIFES、ロボデックスなど展示会に積極出展し、“スズデン＝ロボット”と認知いただけるよう、いずれの展示会もロボットをメインとした展示を行いました。

来場者の関心も高く、また、日々の営業活動においてもロボット関連テーマは確実に多くなっており、幅広いお客様で自動化ニーズは高まってきていると感じます。ご相談いただいたテーマのフォロー活動を通じて、導入実績をさらに積み増していきたいと考えています。

また昨年12月に3次元ロボットビジョンセンサや知能ピッキングロボット等を開発製造するKyoto Robotics株式会社の第三者割当増資を引き受け、ロボット領域への投資を実行しました。働く人からの完全な置き換え需要ではなく、工程内の一部を自動化・省力化する補助的なロボット、協働型ロボット等のニーズへの対応に向けたシステム提案等で協業を図っていきます。

また、IoT関連では、生産性向上、予防保全・予兆検査、トレーサビリティといったアプリケーション的な発想で提案活動に努めており、自動車関連のお客様の生産現場で課題となっていた工程に対する解決提案の継続が実り、受注実績をあげることが出来ました。高い評価をいただけており、今後、他工場への横展開を見込んでいます。

さらに、生産計画をサポートするソフトウェア提案も実になってきており、ロボットだけ、IoTだけではなく、ソフトウェアも含めて、お客様の課題を解決できるよう、統合的なアプリケーション提案を継続していきます。こうした動きを加速させるため、この4月よりロボット専任で立ち上げたロボット販売営業所とIoT専任で立ち上げたiファクトリー営業部を統合し、「IoT・ロボット営業所」を新設しました。それぞれが有する専門知識や知見、経験を集め、“IoT化×ロボット化”のアプローチによる提案を通じて、お客様の生産性や効率性の向上を最短で実現させられる提案を増やしながら、「快適工場」をコンセプトとした次世代ファクトリーの実現に貢献していきたいとの考えです。

その他、成長市場として、エネルギー関連、自動車関連、メディカル市場といった業界攻略を継続しています。新たに開設したオートモティブ浜松営業所を中心に、中部・東海地方の自動車関連ユーザーとの深耕を図ったことで、新しいお客様との関係作りが進むなど、徐々に成果が上がり始めています。また、メディカル市場向けの取り組みのさらなる深耕を目的とし

て、第69期は、関西地方の医療機器関連メーカーの開拓を加速させていきます。

Q 「顧客数の拡大」と「幅広いお客様との接点の拡大」の取り組みについてお聞かせください。

A スタンダードな営業活動として、お客様を知り、深掘りする活動という位置付けで「地域密着」「顧客密着」のマーケッター活動を継続しています。

また、「幅広いお客様との接点の拡大」に向け、商材・サービス領域の拡充にも継続して取り組んでいます。省力化に寄与するメカトロニクス領域や工具の校正点検ビジネス、インターネットビジネス「FAUbon」も堅実に、お客様数の拡大へとつながっています。

Q 第69期の取り組みと見通しをお聞かせください。

A 第69期は、5G通信の本格的な普及やデータセンタ向けをはじめとしたメモリ需要も回復の兆しがあり、半導体製造装置関連の主要顧客において生産増や設備投資が見込まれますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない、先行き不透明な状況でのスタートとなりました。

そのような状況ではありますが、お客様の生産現場における生産性向上や効率化といった課題は多く顕在しており、当社としては「ロボット」の販売に最注力し課題解決していく方針です。同時に、関連する安全関連商材など周辺機器を含めて提案ができる体制を整えていくため、資格取得を推奨しながら、人材のスキルアップも図っていく計画です。

新型コロナウイルス感染症による業績面への影響は、足下ではまだ目に見えて出てはいませんが、一部顧客では先行きを懸念しての先行手配が続いている状況です。仕入についても海外工場を持つ一部メーカーでは遅延が発生しているものの、全体としては大きなトラブルまでには至っていません。しかしながら、営業活動を自粛している中で新しい商談は限られているのも事実です。その一方で、テレワーク需要の高まりによる生産性強化への対応の必要性もあると予想され、プラス面・マイナス面ともに今後、影響が現れ始めてくると見込んでいます。

2021年3月期の連結業績予想

（2020年5月27日公表）
（単位：百万円）

	2021年3月期（予想）	2020年3月期（実績）	前期比
売上高	40,200	44,560	△9.8%
営業利益	620	1,379	△55.0%
経常利益	880	1,625	△45.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	560	1,072	△47.8%
配当金	年間56円（中間14円/期末42円）	年間70円（中間18円/期末52円）	–

Q 最後に株主の皆様へのメッセージをお願いいたします。

A 自然災害の多発や感染症の世界的拡大など、事業存続に影響を及ぼす事象が相次ぐ中、当社としては、社員とその家族の安全確保と健康維持を第一に留意しながら、「もの造りサポーティングカンパニー」として、供給責任を果たし、お客様の「もの造り」を支え続けていくことはもちろん、お客様が必要としていること、お困りごとは積極的にサポートしていきたいという思いでいます。

このコロナ禍においても、テレワークおよび出社の輪番体制を取り、事務所の三密を避けながら、供給責任をしっかりと果たすべく体制の確保に努めております。また、昨年の後半から業務ワークフローシステムを導入し、紙申請書を減らすペーパーレス化や捺印業務の電子化を進めてきましたが、こうした取り組みと今回のテレワーク化による相乗効果を非常に感じており、今後もコミュニケーションの取り方に工夫を施しながら、業務効率の改善、働き方改革を前進させていきます。

2019年12月13日の開示の通り、取締役会の任意の諮問機関として2018年12月に設置した「ガバナンス委員会」を改め、「指名報酬委員会」を設置いたしました。指名報酬委員会は、過半数を独立社外取締役で構成し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を担保することで、コーポレートガバナンスのさらなる強化を図ってまいります。

また、今期から執行役員に、若いメンバーを登用しました。テクノロジーの進化とともに、新しい働き方や教育制度への改革も含め、将来にわたり、スズデンで働く一人ひとりが活躍できる職場環境の整備に向け、次代を担う世代の意見も含め、議論を活性化させていきたいという意図があります。

第69期は、非常に不透明な環境下でのスタートとなりましたが、この逆風を跳ね返せるよう前を向いて進んでいきたいと思っております。

株主の皆様には、次世代スズデンにご期待いただくとともに、今後ともより一層のご支援をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当社グループの状況について

当社グループでは、社員とその家族、お客様、仕入先様など、全てのステークホルダーの安全と健康を最優先とした上で事業活動を継続し、「もの造りサポーティングカンパニー」として供給責任を果たすべく体制の確保に努めております。2020年５月末現在における当社グループの対応状況および影響等については、以下のとおりであります。

１．当社グループの社員および事業所の対応状況（主に国内における対応）

当社の事業拠点（営業拠点/物流拠点/工場/本社スタッフ部門）は、全て稼働しておりますが、時差出勤、営業時間の短縮、テレワーク等を実施しております。事業所においては政府の指針に沿って、毎朝の検温、マスク着用、飛沫防止パネルの設置、アルコール消毒液によるこまめな手指消毒を徹底するとともに、不要不急の外出、出張、会議、研修等の延期や自粛、ＷＥＢ会議や電話会議の積極活用等を行い感染防止対策の強化を図っております。

２．海外子会社（上海、シンガポール）の状況

各国政府や地方自治体の要請や指導に基づき、社員の安全確保と健康維持を最優先に感染拡大防止に取り組むとともに、事業活動の継続に努めております。

３．事業への影響

当社グループ事業への影響を最小限に抑えるべく社長を本部長とした対策本部を設置し、お客様・仕入先様の動向および生産状況等の情報を一元管理し、迅速な意思決定と必要な施策を実施しております。主要顧客からは新型コロナウイルス感染症がサプライチェーンに与える影響を懸念して、調達部材の一部前倒しの注文が発生している反面、一部顧客においては企業の生産活動が停滞していることによる受注減少も発生しております。また、新型コロナウイルス感染症による影響がさらに長期化した場合には、当社グループの主力販売先である電気機器・電子部品・産業機械業界では生産活動の停滞や設備投資の見直しが一層顕在化すると予想され、先行きは極めて不透明な状況であります。供給面については、各国のロックダウンや行動制限に伴う工場閉鎖や物流網の遮断による納期遅延が発生したことから、当社ではお客様の生産動向や仕入先様の納期情報を注視し先行手配による在庫量の拡充等を実施し、安定供給に努めております。また、収束時期が不透明な中、感染拡大の第２波等による事業環境の悪化に備えて、経費の見直しや業務の効率化による固定費削減などのコスト削減施策を実施してまいります。

４．財務への影響

新型コロナウイルス感染症による事業への影響に鑑み、グループ経営の安定化を図るべく手元流動性を厚く保持することを目的に、手元資金に加えて長期資金20億円の借入を実施いたします。(借入実行日：2020年５月15日)また、更なる機動的な資金調達手段を確保すべく、従前よりコミットメントライン契約を締結しております。なお、本件借入による2021年３月期の当社業績へ与える影響は軽微であります。

トピックス 1

新型コロナウイルス感染症への対応

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応としまして、社員とその家族の安全確保・健康維持を最優先とするとともに、「もの造りサポーティングカンパニー」としてお客様への供給責任を果たすべく事業に取り組んでおります。感染拡大防止への対策としましては、体温チェック、営業時間の短縮、時差出勤、テレワーク等を実施し、事業所ではマスク着用および飛沫防止パネル・アルコール消毒液の設置等による感染対策を行っております。また、日々不安がある中、事業の継続に尽力している社員に心からの感謝の意を表し、社員一人あたり3万円の慰労金を支給させていただきました。今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組み、社員一人ひとりが安心して仕事ができる環境作りを進めてまいります。

トピックス 2

CSRの取り組み

当社は、「世界の将来を担う世代への支援」を経営の基本方針のひとつとしております。その一環として、東日本大震災において被災された地域を中心に、修学が困難となった学生等への支援を目的として、2012年から20年間にわたり毎年3月11日(休日の場合は直前の営業日)の当社売上額の一部を寄付することとしており、本年もお客様・仕入先様にご協力いただき、例年通り実施いたしました。

寄付先：宮城県、岩手県、福島県、大和町（宮城県黒川郡）、他
2012年からの寄付累計額：22,480,000円

宮城県東京事務所を訪問

トピックス 3

「もの造りサポーティングカンパニー」として

当社は「もの造りサポーティングカンパニー」として、「もの造り」の現場が必要としている商品・サービスをお届けするとともに、お客様とメーカー・仕入先様を繋ぐ役割となって新しい技術や新しい商品の開発に携わってまいりました。また、お客様とお客様を繋ぎ合わせることにより、新しい市場開発や地域の活性化にも努めてまいりました。

この度、このような当社の活動に対し長年お取引のある複数のお客様の定年退職を迎えられた方から、お客様の社内報やメールで感謝の言葉をいただきました。今後もサプライチェーンの一員として会社と会社、人と人との繋がりを大事にし、商社としての務めを果たしてまいります。

スズデンが取り組むSDGs

「もの造りサポーティングカンパニー」

【社憲】　私たち一人ひとりのはたらきで
心豊かな暮らしをつくり出し
喜びあえる未来にしよう

スズデンは「もの造りサポーティングカンパニー」として、社憲に込めた思いのもと、販売活動や商品・サービスを通して社会的課題を解決することで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指します。

そして、社員一人ひとりが、持続可能な未来のためにできることを一歩一歩の歩みで取り組み、浸透させていきます。

<事業活動を通したSDGs>

■ 制御機器、ロボット等による省力化への貢献

⇒制御機器やロボット等を導入いただく事により、お客様の「もの造り」の生産性を向上し、社会の労働力不足の解消に貢献していきます。

■ 環境配慮型商品によるエネルギー消費の抑制

⇒環境にやさしい商品を導入いただく事により、お客様の製造現場におけるCO_2排出および電力等のエネルギー消費の抑制に貢献していきます。

<一人ひとりのSDGs>

■「マイカップ・マイボトル」の推進

⇒ペットボトルの原料となるプラスチックは、地球温暖化や海洋資源への影響など環境破壊につながる世界的な問題になっています。
当社では全社員へマイカップ・マイボトルの使用を推奨し、ペットボトル使用量削減による地球環境保護を推進していきます。

■ 働いている地域をキレイに～清掃活動の推進～

⇒私達が働いている地域の清掃活動をとおして、地域社会の環境保全や周辺地域の美化に貢献していきます。
まず本社・東京物流センター・大和工場からスタートし、全社員が参加できるよう取り組んでいきます。

〈メ　モ　欄〉

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中に開催
剰余金の配当の基準日	1.期末配当　3月31日 2.中間配当　中間配当を実施するときは9月30日
単元株式数	100株
基準日	1.定時株主総会については3月31日 2.その他必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 （特別口座の場合）
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行　証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル　0120-288-324（土・日・祝日を除く 9：00～17：00）
各種手続お取扱店 （住所変更、株主配当金受取り方法の変更等）		みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でもお取扱いたします。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行*およびみずほ銀行の本店および全国各支店（みずほ証券では取次のみとなります） ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問合せ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

上場証券取引所	東京証券取引所　市場第一部
公告方法	電子公告の方法により行います。ただし、やむをえない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL（https://www.suzuden.co.jp/）

スズデン株式会社

〒108-0023
東京都港区芝浦3丁目4番1号　グランパークタワー13F
TEL 03-6910-6801　FAX 03-6910-6802
ホームページアドレス　https://www.suzuden.co.jp/
FA Ubonアドレス　http://fa-ubon.jp/

VEGETABLE OIL INK
本冊子は環境に配慮し、植物油インクを使用しています。